

商工共済ニュース

中小企業と地域振興をもっとサポート

上位陣に常連並ぶ

第三銀行、但馬銀行、岡崎信用金庫が健闘

経営セーフティ共済 ～平成18年度加入実績が出揃う～

東			西			
17年度 順位・実績	18年度 順位・実績	委託団体・ 金融機関名	番付	委託団体・ 金融機関名	18年度 順位・実績	17年度 順位・実績
①2,183	→①2,796	TKC企業共済会	横綱	商工組合中央金庫	↗②1,247	③1,200
②1,363	↘③1,066	東京東信用金庫	大関	十三信用金庫	→④355	④298
⑥230	↗⑤246	三菱東京UFJ銀行	関脇	東京税理士協同組合	↗⑥182	⑮102
⑧174	↗⑦180	三井住友銀行	小结	朝日信用金庫	↘⑧165	⑦193
⑤291	↘⑨153	さわやか信用金庫	前頭7	第三銀行	↗⑩128	—5
—9	↗⑪125	但馬銀行	前頭2	みずほ銀行	→⑫123	⑫113
⑬106	→⑬121	足立成和信用金庫	前頭3	城北信用金庫	↘⑭120	⑨157
⑪116	↘⑮118	尼崎信用金庫	前頭4	大阪市信用金庫	↘⑯116	⑩125
⑰74	→⑰114	東濃信用金庫	前頭5	岡崎信用金庫	↗⑱113	—34
⑭103	↘⑲110	巣鴨信用金庫	前頭6	京都中央信用金庫	↘⑳105	⑯99

経営セーフティ共済の平成18年度加入実績が、上表のようにまとまりました。今回は、ちょっぴり遊び心をだして、加入実績を相撲番付になぞらえてみました。全体の数値は、委託団体・代理店のご協力の結果、おかげさまで前年度比10.8%の伸びでした。中でもTKC企業共済会が引き続き横綱の座を維持、堅実な積み上げが目立ちます。その他では、18年度幕内上位に昇格した第三銀行、但馬銀行、岡崎信用金庫の健闘ぶりがうかがえます。

ご承知のように、日本の産業を支えているのは企業数で99%以上を占める中小・零細企業群です。それら企業にとって欠かせないのは、安心の確保です。一例が、突然取引先の倒産に見舞われるなど、将来のリスクに対する備えです。その安心を提供しているのが、経営セーフティ共済といえます。加入件数の増加は、中小企業にとって安心度の広がりを目安ですが、それだけに止まらず共済制度そのものが間接的に中小企業を通じた地域振興や地域連携に対する応援ということにもなります。つまり中小企業の活動と共済制度は、産業・経済発展にとって車の両輪といえます。

地域の経済発展を担う中小企業を支援する団体・金融機関の皆様には、中小企業への支援ツールのひとつとして経営セーフティ共済の有用性をご理解いただき、多くの中小企業経営者にお勧めくださるようお願いいたします。

全体は前年度比2%の伸び

岡崎信用金庫と埼玉りそな銀行が20位内に

小規模企業共済 ～平成18年度加入実績～

東			西			
17年度 順位・実績	18年度 順位・実績	委託団体・ 金融機関名	番付	委託団体・ 金融機関名	18年度 順位・実績	17年度 順位・実績
① 12,043	→① 12,028	TKC企業共済会	横綱	三菱東京UFJ銀行	→② 3,551	② 3,040
③ 2,041	→③ 2,338	三井住友銀行	大関	みずほ銀行	↗④ 1,746	⑤ 1,690
④ 1,729	↘⑤ 1,408	群馬銀行	関脇	さわやか信用金庫	→⑥ 1,303	⑥ 1,177
⑦ 1,079	→⑦ 1,126	大阪・奈良税理士協同組合	小結	りそな銀行	↗⑧ 971	⑩ 867
⑪ 853	↗⑨ 895	社団法人中川青色申告会	前頭1	商工組合中央金庫	↘⑩ 869	⑨ 877
⑧ 948	↘⑪ 804	九州北部税理士協同組合	前頭2	東京税理士協同組合	→⑫ 778	⑫ 768
⑬ 721	→⑬ 739	中国税理士協同組合	前頭3	横浜銀行	↗⑭ 723	⑮ 666
⑳ 399	↗⑮ 537	岡崎信用金庫	前頭4	社団法人小田原青色申告会	↘⑯ 523	⑭ 667
⑰ 457	↗⑰ 515	名古屋税理士協同組合	前頭5	千葉銀行	→⑱ 503	⑱ 458
㉑ 402	↗⑰ 461	埼玉りそな銀行	前頭6	第三銀行	↘㉑ 444	⑯ 489

小規模企業共済の平成18年度加入実績も、経営セーフティ共済と同じように東西にランク付けしてみました。数値を全体で見ると前年度比2%の伸びで、上位20委託機関のうち前年度比増加・同位は15件、同減少は5件でした。岡崎信用金庫と埼玉りそな銀行が、新しく20位内に入りました。

中小企業は、物づくりを担う町工場や、人びとに豊かさを提供するサービス業など、その業種は多種多様な領域にわたります。これらの中小企業はそれぞれの事業経営を通じて、地域社会の発展に貢献をしていますが、だからといって、事業主が自分自身の将来の安心をなおざりにしていい理由はありません。その安心をバックアップしているのが小規模企業共済です。ご存知のとおり、お勧めしても損のない商品特性を有しておりますので、今年度も加入促進にいつそご協力・ご支援いただくようお願いいたします。

いんたびゅー

現場にみる共済制度加入促進策

～TKC企業共済会～

TKC固有のネットワークを生かした「点の攻め」

TKC企業共済会は、本誌1, 2面の集計に見られるように小規模企業共済、経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）の獲得件数で、すべての委託機関を凌いで平成18年度もまたトップの座を継続しています。そこで唐木田奨専務理事と青野祥一事務局長に、大きな成果の背景や、これからの加入促進の取り組みについてお聞きしました。

両制度とも獲得件数では、委託機関の中で群を抜いていますが、加入促進に対する考え方と具体的な手法をお聞かせください。

【唐木田】共済制度は、TKC会員税理士の重要な推進テーマと位置づけ、必ず関与先に制度の内容を情報提供して頂けるように努めています。私たちは、経営セーフティ共済については、まだ4年の取り組みです。同共済制度についていえば、ここ数年で経済環境が安定してきており、それに伴って経営者の連鎖倒産に対する危機意識が薄れてきているのではないかと思います。こういった中で、同制度の加入件数をどのように増やしていくかが、当面の大きなテーマです。

私たちは、両共済制度の推進を「面より点の攻め」の方法で行っています。これは、全国的な血縁的集団として、同じ意識を持った税理士集団であるTKCだからこそできる方法です。

【青野】TKC企業共済会としては、そのようなTKC会員税理士事務所に対して、税理士自身で構成する推進委員会の活動と会員税理士およびその職員さんに対する研修会の二本立てで進めています。

推進委員会は、全国レベルで目標と推進策を検討し、それを全国20の地域会の委員会にブレークダウンして、具体的な推進策を実施しています。また研修会では、とくに経営セーフティ共済について、関与先経営者や企業のキーマンとの面談時には、必ず加入の有無を問うように指導しています。

そのほか会計事務所に出向いての説明、チラシやパンフレットの作成・配布、独自に作成した会計事務所向け事務要領などの配布も行っています。



向かって右側が唐木田奨専務理事、
左側が青野祥一事務局長

【唐木田】税理士は、単なる会計取引の記録のチェックだけでなく、企業の現状把握・将来設計まで含めたコンサルタントとして事業者に接しています。中小企業に対しては、経営者自身の財産・将来の老後の生活設計までもが業務の対象となります。そういった状況の中で、個別関与先経営者との会話を絶やさず、事業はもちろん経営者ご自身の財産形成や節税、そして関与先企業のリスクマネジメントとして経営セーフティ共済を勧めていただいています。

中小機構に対する要望をお聞かせください。

【青野】実務では、中小機構が作成している「事務取扱要領」だけでは足りないことがあるので、加入に関する基準などを委託団体向けに通達・情報などとして、そのつど流していただけると助かります。

【唐木田】機構からの文書類で、もう少し平易な表現にしてもらいたいと感ずるケースが、間々ありますね。

ありがとうございました。

TKC企業共済会

1981年設立。同年から小規模企業共済制度を、03年から経営セーフティ共済制度を取り扱い、後者は06年度に約3,000件の取り扱いを記録した。両制度ともすべての委託機関の中で、常に取扱い件数トップの座を占めている。

小規模企業共済 Q&A

掛金の減額手続きと減額後の掛金請求



小規模企業共済の掛金を今の水準で続けるのが困難です。掛金は継続したいのですが、どこまで減額できますか？できるとすれば、どんな手続きをすればいいのですか？



相当の理由があれば、月額で最低1000円まで減額できます。相当の理由とは、①売上高の減少、支出の増加などで事業経営が著しく悪化、②疾病または負傷、③緊急な費用の支出などです。

手続きは、「掛金月額変更申込書」に減額後の掛金月額と減額理由などを記入のうえ、中小機構の業務を取り扱っている委託団体または金融機関で減額理由の確認を受けてから、中小機構に送っていただきます。その場合、減額証明の確認もれのケースが多いので、とくにご注意ください。中小機構では、減額の申し込みを受け付けた翌々月の末日までに、共済契約者あてに「月額変更（減額）手続き完了のお知らせ」をお送りします。

掛金月額変更(増額・減額)申込書

増額→増額申込金を添えて、掛金を納付している金融機関又は委託団体でお申し込みください。
減額→金融機関又は、委託団体で確認印を受けて、直接中小機構へ郵送してください。

住所: _____
氏名: _____ 本人印: _____ 年 月 日 日生

1. 明治 2. 大正 3. 昭和

増額申込欄 (注1)

a. 現在の掛金月額 _____ 円
増額出来る掛金月額の範囲 _____ 円

1. 今回増額する掛金月額 (増額申込金) _____ 円
2. 増額後の掛金月額 _____ 円
3. 前納掛金 _____ 円
4. 今回払込額の合計 (1+3) _____ 円

減額申込欄

a. 現在の掛金月額 _____ 円
減額後の掛金月額 ※ _____ 円

減額の理由
1. 事業経営の著しい悪化
2. 疾病又は負傷
3. 緊急の費用の支出
4. 売上高の減少、支出の増加等により共済契約者に係る事業経営の著しい悪化が見込まれるとき

印・記入もれにご注意!



減額申出後の掛金請求はどうなりますか？



- 1) 減額申出の翌月の掛金は請求いたしません。(例：3月申出の場合、4月請求中断)
- 2) 減額申出月の掛金は減額前の月額で請求しているため、掛金が①収納された場合と、②収納されなかった場合とで、掛金請求が再開される月が異なります。

①の場合は、減額後の掛金に充当し前納金の残高がなくなった月から再開します。(減額後の掛金月額で、最大13ヶ月分を前納金としてお預かりして、その掛金に余りが生じた場合は、共済契約者にお返しします。)

②の場合は、減額申込み月の翌々月 (例：3月申出の場合は5月) から減額後の月額で請求を再開します。

経営セーフティ共済

「中小企業倒産防止共済契約」の承継手続きについて

委託団体・代理店の皆様が、中小企業倒産防止共済契約の承継手続きの受付をされるときは、申出書の十分なチェックをお願いします。承継申出者の記入欄や委託団体・代理店の記入確認欄をはじめ、C～F各欄でも下記の諸点に、とくにご留意願います。

共済契約は、①個人事業から法人組織へ変更した場合、②相続で事業を承継した場合、③事業の全部を譲り受けた場合などに継続することができます。しかし、承継手続きに不備があると、承継の申出書を一度お返ししたり、改めて照会の連絡を差し上げたりすることになります。このようなご面倒をおかけしないためにも、申出書の各項目に記入・押印漏れがないように、またすべての書類が添付されていることを、もう一度ご確認ください。

A欄（承継申出者記入欄）

法人の場合はすべての項目を、また個人事業の場合は「①-2登記上の住所」と「⑦資本金または出資金」を除くすべての項目を、ご記入ください。

B欄（委託団体・代理店記入確認欄）

承継申出者から提出された申出書の記入内容と、必要な添付書類をご確認のうえ、委託団体または代理店で記入・押印をお願いします。

C欄（被承継者欄）

①個人事業から法人組織に変更した場合は、新法人に譲り渡す個人事業の内容、②死亡による相続の場合は、死亡した共済契約者の内容、③事業の全部を譲り受けた場合は、譲り渡す共済契約者の内容について、それぞれのチェックをお願いします。

D～F欄では、

D欄 契約者の死亡による相続の場合、譲り受ける内容

E欄 事業の全部を譲渡する場合には、譲り渡す内容

F欄 会社分割によって事業の全部を譲渡する場合には、その内容 をそれぞれ記入します。

承継手続きに必要な添付書類

共済契約承継申出書（様式㊦501-③）の裏面には、承継手続きに必要な18種の添付書類が明記されています。それらに該当する書類を点検していただくと同時に、それらが記載内容と相違ないことをご確認ください。

ご注意！

①申出書の記入項目には、しばしば記入漏れが目立ちます。再度のチェックをお願いします。

②印鑑証明書、商業登記簿謄本などが添付されていない場合、改めて照会するため手続きが完了するまでに時間がかかります。手続きのスムーズな進行のためにも、受付時のご確認をお願いします。

支部メンバー紹介

[第2回]

九州支部

九州の拠点都市といえば福岡、街の顔つきはファッションナブルでちょっとおしゃれ、周辺の移動は地下鉄ひとつでカバーできるコンパクトさが持ち味です。外に対しては、アジアのゲートウエーとして開かれ、内では新鮮な海の幸に恵まれ、住む人たちとの触れ合いに情の濃さが伝わる土地柄は魅力いっぱい。今回は、福岡・天神に拠点を置く九州支部のスタッフ紹介です。

優先課題は経営セーフティ共済の目標クリア



筒井 司 支部長

支部の担当エリアは、九州・沖縄の8県という広さ。産業は、福岡を中心に自動車、IT関連の集積があり、つれて3次、4次サプライヤー拠点も目立ちます。支部の事業は、もちろんこれら産業を含めた中小企業の支援です。全般の業務を束ねるのは、4月に赴任したばかりの筒井司支部長。業務の中核は、中小企業・ベンチャー総合支援センター（鳥居千秋センター長）です。企業の皆様に対する支援メニューは、共済制度のほか産業用地分譲、新連携、地域支援、人材育成、個別相談など多岐にわたります。

しかし、今・来年度にわたる支部最大のテーマは、小規模企業共済と経営セーフティ共済の加入促進です。とくに経営セーフティ共済の目標クリアを優先課題と位置づけています。筒井支部長は、そのために支部を挙げ「最善を尽くします」と力強く語ります。

共済制度の加入を促すには、各委託機関のご協力が欠かせません。それに対応する体制として、経営セーフティ共済に重点シフトした共済普及相談員の地域割り担当制のほか、地域密着を深化させるためにリモート営業マン制度の活用も課題のひとつです。

共済普及相談員

Face to faceで築く信頼

共済普及課のキーマンは小西純課長です。チームを構成するスタッフは、江崎進、大里通代、貝島稔、加賀田剛、成田善郎の5氏です。小西課長は、やはり4月に赴任したばかり。地域の方々に「私たちの顔を一人でも多く知っていただき、一件でも多くの加入に結びつけたい」と意欲的です。委託団体、金融機関など各機関の皆様方のご協力、ご支援をお願いいたします。



前列 左から成田善郎、鳥居千秋センター長、小西純共済普及課長、加賀田剛、後列 左から貝島稔、江崎進、大里通代

中小企業基盤整備機構 九州支部

福岡市中央区天神1-14-4 大和生命福岡ビル8階

TEL 092-771-2525 FAX 092-771-2662

共済制度に関する相談電話番号

050-5541-7171

～小規模企業共済制度～

加入促進運動をがんばる代理店、団体をサポートします！

中小機構では、19年度も小規模企業共済の特別制度を継続します。この制度は、小規模企業共済への加入を促進するために設けられたもので、①代理店向けでは、加入促進件数をクリアすると通常の加入促進手数料とは別の上乗せ分があり、②団体向けでは、加入促進に必要な事務経費の一部を助成するという内容です。大いにご活用ください。

代理店向け制度 「モデル代理店制度」

加入目標件数は、「店舗数+α」とします。



加入目標件数をクリアすると、通常の加入促進手数料と別に
 加入取扱件数 × **2,500円/件** を上乗せ

たとえば、

加入目標件数が200件の場合（加入目標件数をあらかじめ算出します）
 平成19年度（4月～20年3月）までの加入取扱件数が250件となったとき
 加入登録手数料とは別に、
 250件×2,500円＝625,000円 が上乗せ手数料として支払われます。

団体向け制度 「モデル団体支援制度」

加入促進に要する事務経費の一部を助成します。

加入目標件数の設定は、助成を受けたい金額と過去の実績に対する伸び率（過去の実績により10%以上から）から決めていきます。

たとえば、

過去の実績が100件で、今年度130件を加入目標件数とした場合
 過去の実績に対する伸び率30%となり、助成金の上限は40万円となります。

個人情報の取り扱いについてのお願い

独立行政法人が取り扱う個人情報については、平成17年4月に「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が施行され、その保有制限、目的外使用制限および個人情報の漏えい、滅失などを防止するための適切な安全確保対策などの義務が課されています。同様に、独立行政法人である当機構の業務委託機関の皆様方に対しても、個人情報の漏えい、滅失などを防止するための適切な管理に必要な措置を講ずる義務が課されています。各機関の皆様方には、引き続き個人情報にかかわる適正な管理について、十分ご留意頂くようお願いいたします。

都道府県別加入状況等（平成18年度加入実績）

事項別 都道府県名	小規模企業共済			経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）			
	18年度 加入件数	40/12～19/3 加入累計件数	19年3月末 在籍件数	18年度 加入件数	53/4～19/3 加入累計件数	19年3月末 在籍件数	19年3月末 貸付累計件数
北海道	2,458	140,115	47,341	440	26,849	9,225	11,817
小計(北海道支部管内)	2,458	140,115	47,341	440	26,849	9,225	11,817
青森	519	38,553	12,280	138	4,454	1,612	2,203
岩手	460	43,742	13,258	75	3,368	1,327	1,038
宮城	1,225	80,640	27,529	207	9,672	3,484	3,260
秋田	719	36,868	10,982	41	2,602	850	1,098
山形	607	44,529	15,509	128	6,165	2,278	3,034
福島	895	61,410	19,505	149	8,870	3,186	1,954
小計(東北支部管内)	4,425	305,742	99,063	738	35,131	12,737	12,587
茨城	1,204	67,858	24,742	178	16,524	6,008	2,010
栃木	1,258	78,900	25,745	184	16,681	5,726	3,840
群馬	1,857	60,608	23,073	168	14,920	7,113	2,426
埼玉	3,968	160,245	64,543	756	53,182	19,516	10,262
千葉	3,250	153,165	57,554	458	25,545	8,388	5,560
東京都	12,912	672,437	227,136	3,026	229,330	61,047	53,931
神奈川県	6,808	311,874	114,291	466	52,019	14,779	9,133
新潟	1,494	95,033	33,258	300	13,348	5,394	4,920
山梨	528	30,846	10,256	69	3,454	2,042	1,242
長野	1,243	85,888	30,910	147	9,398	2,095	2,003
静岡	3,510	177,837	67,609	569	20,667	1,903	4,312
小計(関東支部管内)	38,032	1,894,691	679,117	6,321	455,068	134,011	99,639
富山	820	46,795	16,882	189	4,434	1,174	1,348
石川	883	56,059	17,570	237	4,937	3,344	1,238
福井	438	38,855	11,621	113	4,900	3,355	1,732
小計(北陸支部管内)	2,141	141,709	46,073	539	14,271	7,873	4,318
愛知	8,032	367,464	149,359	1,015	59,357	7,755	10,163
三重	1,493	69,614	25,286	186	10,449	7,657	1,578
岐阜	1,944	106,265	38,914	377	22,706	19,805	4,374
小計(中部支部管内)	11,469	543,343	213,559	1,578	92,512	35,217	16,115
滋賀	1,383	50,029	19,769	115	7,418	2,890	993
京都	1,937	98,011	38,643	259	27,793	9,050	6,864
大阪	6,152	293,269	107,746	1,533	116,363	34,495	42,389
兵庫	4,320	205,045	75,070	893	38,010	11,902	10,410
奈良	1,058	53,901	19,101	90	5,310	1,756	1,623
和歌山	601	39,642	13,261	70	7,295	2,472	1,706
小計(近畿支部管内)	15,451	739,897	273,590	2,960	202,189	62,565	63,985
鳥取	351	26,541	8,648	48	2,673	946	942
島根	464	37,736	11,985	44	2,649	1,074	619
岡山	1,362	80,760	28,592	345	10,465	4,321	3,292
広島	2,921	115,203	44,705	387	14,699	5,798	4,878
山口	1,528	69,456	23,840	135	5,485	2,029	2,225
小計(中国支部管内)	6,626	329,696	117,770	959	35,971	14,168	11,956
徳島	522	34,352	11,709	57	3,125	1,062	1,199
香川	773	48,715	17,628	151	5,898	2,309	1,707
愛媛	1,317	56,851	20,518	213	5,302	2,066	2,189
高知	358	33,379	9,792	35	2,726	1,019	819
小計(四国支部管内)	2,970	173,297	59,647	456	17,051	6,456	5,914
福岡	3,275	144,078	52,521	406	20,546	7,131	10,451
佐賀	442	31,992	9,985	55	2,248	819	1,009
長崎	746	51,916	17,142	128	5,909	1,968	2,417
熊本	1,520	64,166	24,228	123	5,032	1,803	1,455
大分	693	39,798	12,667	84	3,130	1,161	1,289
宮崎	771	46,245	15,459	69	4,364	1,309	1,370
鹿児島	1,181	67,991	23,263	54	8,074	2,588	2,252
沖縄	761	24,864	10,811	94	4,144	1,402	1,760
小計(九州支部管内)	9,389	471,050	166,076	1,013	53,447	18,181	22,003
合計	92,961	4,739,540	1,702,236	15,004	932,489	300,433	248,334

監修 独立行政法人 中小企業基盤整備機構
 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
 TEL 050-5541-7171（共済相談室）
<http://www.smrj.go.jp/>

編集人 福田 武羅夫
 発行所 財団法人 企業共済協会
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-10
 TEL 03 (3459) 4878 FAX 03 (3459) 4839

隔月25日発行

